

# 通帳の「お届印鑑シール」(副印鑑票) 廃止のお知らせ

当金庫では、盗難通帳から印影を偽造し不正にご預金を引き出しするといった不正行為を防止し、お客様により安心してお取引いただけますよう、全店に「印鑑照合システム」を導入いたしましたので、従来、通帳に貼付しておりました「お届印鑑シール」(以下、副印鑑票)の取扱を廃止させていただきます。また、「副印鑑票」が貼付されている通帳の取扱については、下記の通りとさせていただきますので、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 記

### 1. 取扱開始日

平成 20 年 9 月 1 日 (月)

### 2. 対象となる通帳の種類

- 普通預金通帳(決済用普通預金(無利息型)を含む)
- 総合口座通帳
- 貯蓄預金通帳
- 納税準備預金通帳

### 3. 新規通帳発行時のお取扱

新たに作成いただく通帳には「副印鑑票」を貼付いたしません。

### 4. お手持ちの通帳のお取扱

- (1)「副印鑑票」を貼付してある通帳につきましては、窓口へお持ちいただいた際に「副印鑑票」を取り除く手続きをさせていただきますのでご了承ください。
- (2)窓口へお持ちいただいた以外のお手持ちの通帳につきましても、「副印鑑票」が貼付されております場合は、お手数をおかけいたしますが「副印鑑票」を取り除き、複製できないようハサミ等で裁断していただきますようお願いいたします。
- (3)「副印鑑票」を廃止しましても、これまでと同様にお取引店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも払戻ができます。
- (4)通帳の届出印が判らなくなった場合は、ご本人を確認できる運転免許証等の本人確認書類と通帳・印鑑をご持参の上、当該口座を開設したお取引店窓口までお申出ください。

\*ご家族、第三者等の方からの申出は受付できませんのでご了承ください。

### 5. その他

「副印鑑票」の取扱を廃止し印鑑照合システムにおいてお届け印を確認いたしますが、お届け印の印影が不鮮明等により再度印鑑票への押印や再提出をお願いをする場合がございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お取引店窓口までお問い合わせください。